

市町村を対象とした容器包装リサイクル法のプラスチックのリサイクル についてのアンケート調査結果について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会におけるプラスチック製容器包装のリサイクルの再商品化手法の中長期的課題についての審議において、具体的に議論する内容として次のような項目があがっている。

- ・再商品化手法に関する市町村の意向の反映
- ・自治体による分別収集の高度化・効率化の取組
- ・国、自治体や特定事業者を含む製造事業者等におけるリサイクル製品の利用拡大

上記に関する市町村の意向を把握するため、全国の市町村を対象としたアンケート調査を実施した。

○調査概要

- ・調査実施期間：平成 22 年 2 月 22 日～3 月 5 日
- ・アンケート方法：都道府県を通じて各市町村にアンケートを依頼

○アンケート回答数

日本国内の市町村数 1779（本年 3 月 1 日現在）のうち、アンケート回答数は 1722 であった。複数市町村が一部事務組合を作り容器包装の収集等を行っていたり、合併前の市町村の単位で他の市町村と一部事務組合を作っている場合もあるので、市町村数とアンケート回答数は一致していないが、95%以上の回答率である。

○結果概要

1. 設問による回答結果

(1) 分別収集について

市町村の54%が容器包装プラスチックを分別収集し、(財)日本容器包装リサイクル協会に引渡している。11%は分別収集し独自の処理を行っているが、35%は分別収集を行っていない。分別を行っていない理由として最も回答が多かったのが、分別収集の費用が高すぎるため、次いで、焼却・埋立で問題なく処理できるからとなっている。

なお、現在分別収集を行っていない市町村のうち20%(112市町村)で、今後、分別収集を行う検討をしている。

(2) 現行の制度について

現行の再商品化に係る制度に対する市町村の意見として最も多かったのは、収集運搬及び保管費用の負担軽減であった。次いで、容器包装プラスチック以外のプラスチックも併せてリサイクルしたいという意見が多く挙げられている。後者についての再商品化に係る費用負担は、事業者が負担すべきが76%、条件によっては市町村の負担としてもよいという回答は37%(複数回答)であった。

(3) 再商品化手法について

容器包装プラスチックの再商品化について、市町村が手法を選択できるとした場合、希望は無いが制度としてあったほうが良いと回答した市町村が41%、現行の制度のままでよいとの市町村が32%であり、手法もしくは事業者を選択したい市町村は27%であった。

高度な品質のベールを作成できる市町村には再商品化手法の選択を可能にする案については、賛成が25%、現行のままを望む市町村が73%であった。

2. 自由意見

(1) 表示マークに関する主な意見

消費者の分別収集の負担を軽減するため、表示マークを大きく見やすくする、リサイクルに向かないプラスチックには、それが容器包装であっても表示マークを付けないなどの措置が必要であるとともに、容器包装以外のプラスチックにはマークを付けないことを徹底すべきという意見があった。

(2) 容器包装プラスチック以外のプラスチックに関する主な意見

市町村の指定収集袋や、容器包装以外のプラスチックも一緒に再資源化することにより、資源の有効利用につながる、分別に係る住民の理解も得やすい、という意見があった。

(3) 特定事業者に関する主な意見

きれいにするのが明らかに困難な容器(小さな袋に入っている調味料等)は、容器包装の指定から外し、役務の提供により包装として利用されているものは指定すべきという意見があった。また、類似の容器包装については素材を統一する必要があるという意見、店頭回収箱を設置するなどして容器包装の回収に努めていない業種への働きかけが必要との意見もあった。

(4) 再商品化事業者に関する主な意見

市町村が収集した容器包装プラスチックのうち、質の高いものはマテリアルへ、その他はケミカルへ回すなど、一律に質の高いものを求めるのではなく、選択の幅を持たせることで、より効率的なリサイクルが可能になるという意見があった。また、品質判定ランクを細分化し、上位と下位の差を更に付ける、質の高いベールを供出できる市町村には優遇措置の導入を求める意見もあった。遠方への運搬はベール検査への立ち合いが困難になる、市民の理解が得られないなどの理由で、近隣の再商品化事業者への引渡を求める意見もあった。

○アンケート結果

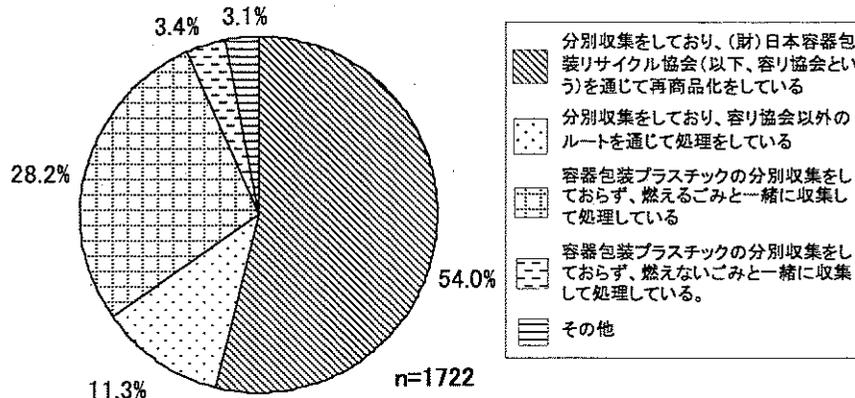
Q1：貴市町村では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法という。）に基づく「容器包装プラスチック」の分別収集を実施していますか？以下の選択肢をひとつだけ選んでください。

1. 分別収集をしており、(財)日本容器包装リサイクル協会（以下、容リ協会という）を通じて再商品化をしている。
2. 分別収集をしており、容リ協会以外のルートを通じて処理をしている。
3. 容器包装プラスチックの分別収集をしておらず、燃えるごみと一緒に収集して処理している。
4. 容器包装プラスチックの分別収集をしておらず、燃えないごみと一緒に収集して処理している。
5. その他（ ）

回答（単一回答）

選択肢	回答数	割合
分別収集をしており、(財)日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協会という)を通じて再商品化をしている	930	54.0%
分別収集をしており、容リ協会以外のルートを通じて処理をしている	194	11.3%
容器包装プラスチックの分別収集をしておらず、燃えるごみと一緒に収集して処理している	485	28.2%
容器包装プラスチックの分別収集をしておらず、燃えないごみと一緒に収集して処理している。	59	3.4%
その他	54	3.1%
合計	1722	100.0%

Q1 容器包装プラスチックの分別収集方法



○その他意見

Q1(その他意見)	件数
分別収集をしており容リ協と容リ協以外のルートで処理	19件
一部地域で分別収集をしており、収集した容リプラは独自ルート処理	8件
容リプラのうち一部品目のみ分別収集を行い他は可燃処理している	2件
分別収集をしておらず燃えるゴミと燃えないゴミとして収集	7件
プラスチック類として容リプラとプラスチック製品類を合わせて収集	13件
その他	5件

Q1で「2.」と回答された市町村に、容リ協会以外による処理についてお伺いします。

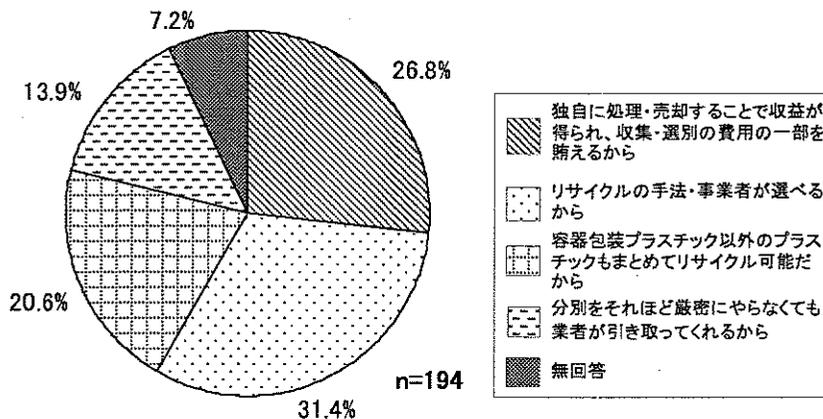
Q3：容リ協会を通じて容器包装プラスチックの処理をしていない理由は何ですか？以下の選択肢のうち最もあてはまるものひとつを選んでください。

1. 独自に処理・売却することで収益が得られ、収集・選別の費用の一部を賄えるから
2. リサイクルの手法・事業者が選べるから
3. 容器包装プラスチック以外のプラスチックもまとめてリサイクル可能だから
4. 分別をそれほど厳密にやらなくても業者が引き取ってくれるから

回答（単一回答）・・・Q1で「分別収集をしており、（財）日本容器包装リサイクル協会（以下、容リ協会という）を通じて再商品化をしている。

選択肢	回答数	割合
独自に処理・売却することで収益が得られ、収集・選別の費用の一部を賄えるから	52	26.8%
リサイクルの手法・事業者が選べるから	61	31.4%
容器包装プラスチック以外のプラスチックもまとめてリサイクル可能だから	40	20.6%
分別をそれほど厳密にやらなくても業者が引き取ってくれるから	27	13.9%
無回答	14	7.2%
合計	194	100.0%

Q3 容リ協会を通じて容リプラの処理をしていない理由



Q1で「1.」、「2.」と回答された市町村に、容器包装プラスチックの分別収集の情報提供についてお伺いします。

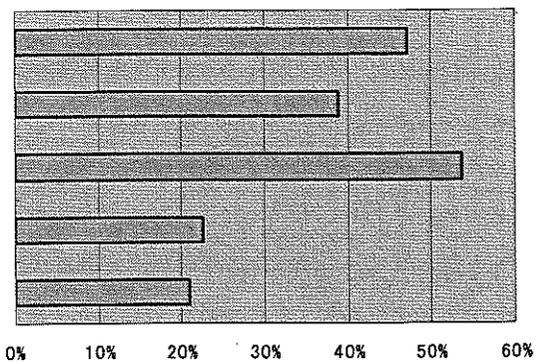
Q4-1：住民に対して容器包装プラスチックのリサイクルについて分別区分の他どのような事項について情報提供していますか。以下の該当する選択肢を全て選んでください。（複数選択可）

1. 環境保全上の効果等リサイクルの意義
2. リサイクル手法の紹介
3. リサイクルされてどのようなものになるかの紹介
4. リサイクルされている施設の紹介
5. 特にしていない

回答（複数回答）・・・Q1で「1.」「2.」と回答した市町村のみ回答

選択肢	回答数	割合
環境保全上の効果等リサイクルの意義	529	47.1%
リサイクル手法の紹介	437	38.9%
リサイクルされてどのようなものになるかの紹介	603	53.6%
リサイクルされている施設の紹介	253	22.5%
特にしていない	235	20.9%

n=1124



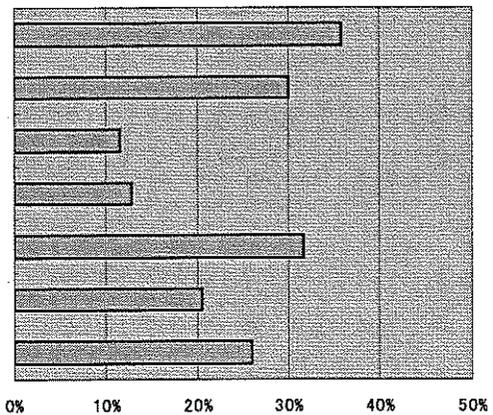
Q1で「3.」、「4.」と回答された市町村にお伺いします。

Q5：容器包装プラスチックの分別収集を行わない理由は何ですか？以下の該当する選択肢を全て選んでください。（複数選択可）

1. 分別収集の費用が高すぎるから。
2. 分別の回収頻度、分別排出の手間が増えることについての住民の理解が得られ難いから
3. 分別収集をしたいが、選別・保管施設等の施設建設について住民の理解が得られ難いから
4. 容器包装プラスチックと非容器包装プラスチックを区別することの合理性が感じられないから
5. 焼却・埋め立てで問題なく処理できているから
6. 現在、分別収集に向けて検討を開始したところである。
7. その他

回答（複数回答）・・・Q1で「容器包装プラスチックの分別収集をしておらず、燃えるごみと一緒に収集して処理している」あるいは「容器包装プラスチックの分別収集をしておらず、燃えないごみと一緒に収集して処理している」と回答した市町村のみ回答

選択肢	回答数	割合
分別収集の費用が高すぎるから。	195	35.8%
分別の回収頻度、分別排出の手間が増えることについての住民の理解が得られ難いから	163	30.0%
分別収集をしたいが、選別・保管施設等の施設建設について住民の理解が得られ難いから	63	11.6%
容器包装プラスチックと非容器包装プラスチックを区別することの合理性が感じられないから	70	12.9%
焼却・埋め立てで問題なく処理できているから	172	31.6%
現在、分別収集に向けて検討を開始したところである。	112	20.6%
その他	141	25.9%



n=544

○その他意見

Q5(その他意見)	件数
近い将来、実施する予定有り	22件
ごみ処理・保管施設が対応していないから	20件
所属する一部事務組合の方針、事情のため	13件
RDF化している	12件
サーマルリサイクル・熱回収・余熱利用	12件
熱エネルギー源にしている	8件
財政難、離島等の理由のため費用、人員体制を見直す必要があるため現状では対応が困難	6件
今後、検討予定	4件
処理ルートが確立されていないから	3件
材料リサイクルをするためには良質なプラスチックのみの回収が必要となり、分別収集では回収が難しいと考える	2件
残渣が相当量発生する等の課題があり、また、効果的なリサイクル方法が確立されていないから。	2件
ガス化溶融処理によるリサイクルを行なっているから	1件
容器包装プラスチック・非容器プラスチックを含めた油化事業について検討している	1件
可燃物として収集し、溶融処理を行い、リサイクルしているため	1件

Q6：現行のプラスチック製容器包装のリサイクル制度の改善に向けた以下のような提案や指摘について、貴市町村としては、どのようにお考えになりますか。

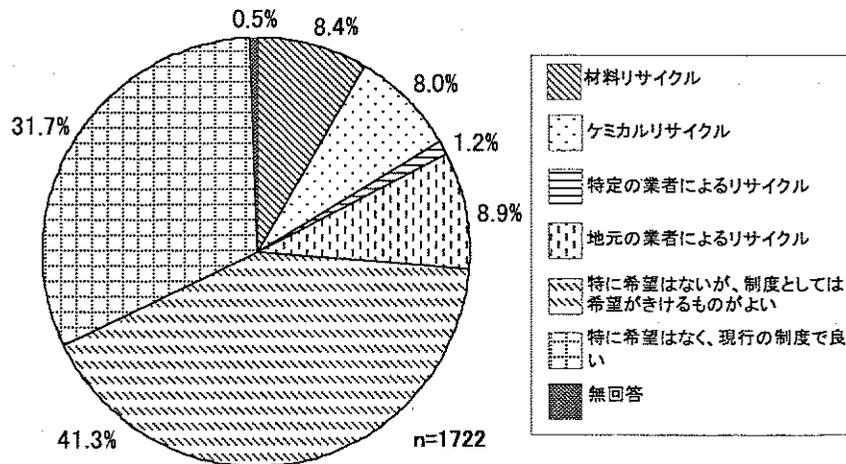
(A-1)リサイクル手法については市町村が選べるようにすべきではないかという意見がある一方、費用低減、リサイクル手法がさまざまであったほうがよいとの観点からは現行の入札制度を支持する意見もあります。リサイクル手法を市町村が選べるとしたら、貴市町村はどの手法を希望しますか。以下の当てはまる選択肢をひとつだけ選んでください。

1. 材料リサイクル
2. ケミカルリサイクル
3. 特定の業者によるリサイクル
4. 地元の業者によるリサイクル
5. 特に希望はないが、制度としては希望がきけるものがよい
6. 特に希望はなく、現行の制度で良い

回答（単一回答）

選択肢	回答数	割合
材料リサイクル	145	8.4%
ケミカルリサイクル	137	8.0%
特定の業者によるリサイクル	20	1.2%
地元の業者によるリサイクル	154	8.9%
特に希望はないが、制度としては希望がきけるものがよい	712	41.3%
特に希望はなく、現行の制度で良い	546	31.7%
無回答	8	0.5%
合計	1722	100.0%

Q6 A-1 容リプラのリサイクル制度の改善について



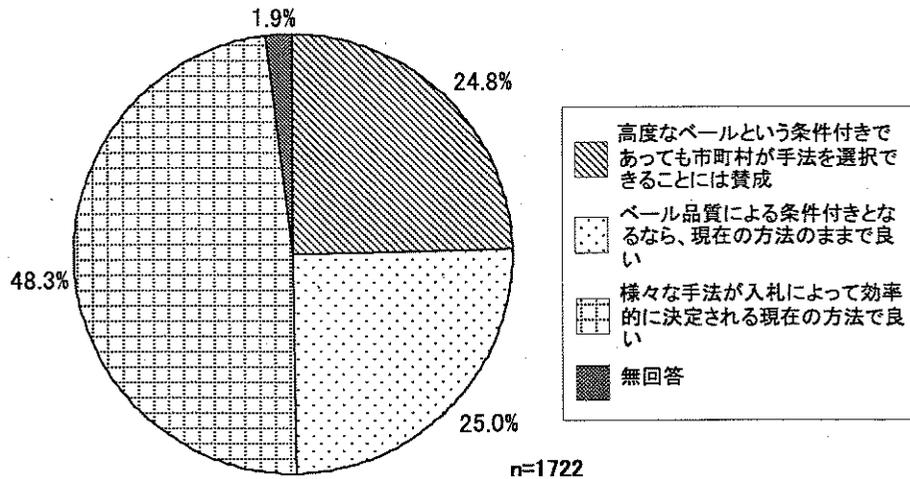
(A-2) リサイクル手法については市町村が選べるようにするため、たとえば、収集選別の努力により高度な品質のペールを作成できる市町村には、そのペールのリサイクル手法の選択を可能にするという考え方もあります。これらについて、どう思われますか。以下の当てはまる選択肢をひとつだけ選んでください。

1. 高度なペールという条件付きであっても市町村が手法を選択できることには賛成
2. ペール品質による条件付きとなるなら、現在の方法のままで良い
3. 様々な手法が入札によって効率的に決定される現在の方法で良い

回答 (単一回答)

選択肢	回答数	割合
高度なペールという条件付きであっても市町村が手法を選択できることには賛成	427	24.8%
ペール品質による条件付きとなるなら、現在の方法のままで良い	431	25.0%
様々な手法が入札によって効率的に決定される現在の方法で良い	831	48.3%
無回答	33	1.9%
合計	1722	100.0%

Q6 A-2 リサイクル手法の選択についての意識



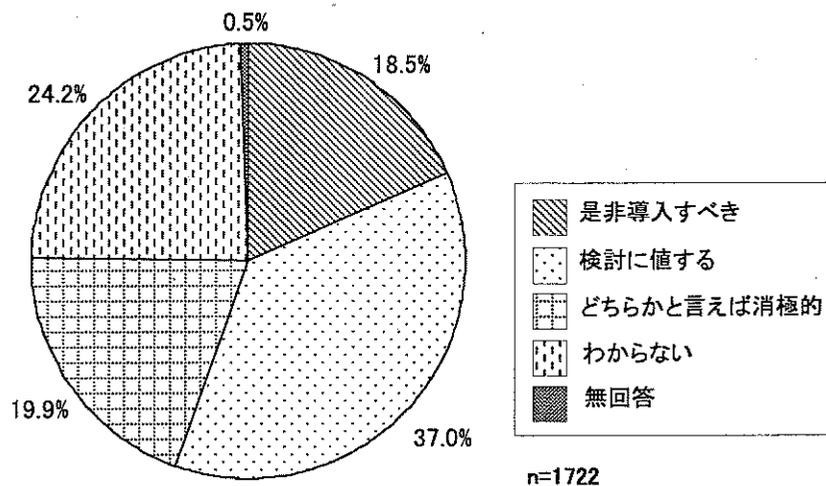
(B-1) 容器包装以外のプラスチックも容器包装と一緒に収集、バール化してリサイクルするべきではないかという意見があります。これについて、どう思われますか。以下の選択肢をひとつだけ選んでください。

1. 是非導入すべき
2. 検討に値する
3. どちらかと言えば消極的
4. わからない

回答 (単一回答)

選択肢	回答数	割合
是非導入すべき	318	18.5%
検討に値する	637	37.0%
どちらかと言えば消極的	343	19.9%
わからない	416	24.2%
無回答	8	0.5%
合計	1722	100.0%

Q6 B-1 容器包装プラスチック以外のプラスチックの収集リサイクルについて



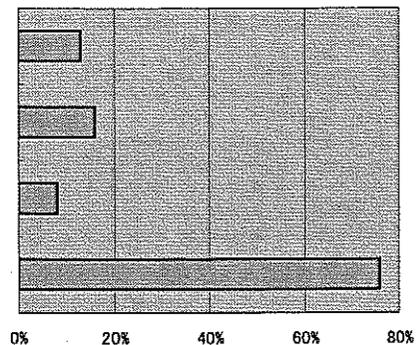
(B-2) B-1で「1.」又は「2.」と回答された市町村にお伺いします。容器包装以外のプラスチックを容器包装と一緒にリサイクルするとした場合、容器包装以外のプラスチック部分に係るリサイクル費用の負担についてはどう考えますか。以下の該当する選択肢を全て選んでください。(複数選択可)

1. 市町村の負担となっても住民の利便や環境のことを考え容器包装以外のプラスチックもリサイクル制度を導入すべき
2. 市町村が容器包装以外のプラスチックと容器包装プラスチックと一緒に集めるか、容器包装プラスチックのみを集めるか任意に選択できるのであれば、容器包装以外の部分を市町村が負担する場合であっても導入は考えられる
3. 「2」のように任意選択にしつつ、かつ、一部の品目に限定するのであれば、市町村が費用を負担することも考えられる
4. 容器包装プラスチックと同様に容器包装以外のプラスチックのリサイクル費用は事業者が負担すべきである

回答(複数回答) B-2で「是非導入すべき」、「検討に値する」と回答した市町村のみ回答

選択肢	回答数	割合
1. 市町村の負担となっても住民の利便や環境のことを考え容器包装以外のプラスチックもリサイクル制度を導入すべき	127	12.9%
2. 市町村が容器包装以外のプラスチックと容器包装プラスチックと一緒に集めるか、容器包装プラスチックのみを集めるか任意に選択できるのであれば、容器包装以外の部分を市町村が負担する場合であっても導入は考えられる	158	16.1%
3. 「2」のように任意選択にしつつ、かつ、一部の品目に限定するのであれば、市町村が費用を負担することも考えられる	78	8.0%
4. 容器包装プラスチックと同様に容器包装以外のプラスチックのリサイクル費用は事業者が負担すべきである	745	75.9%

n=981



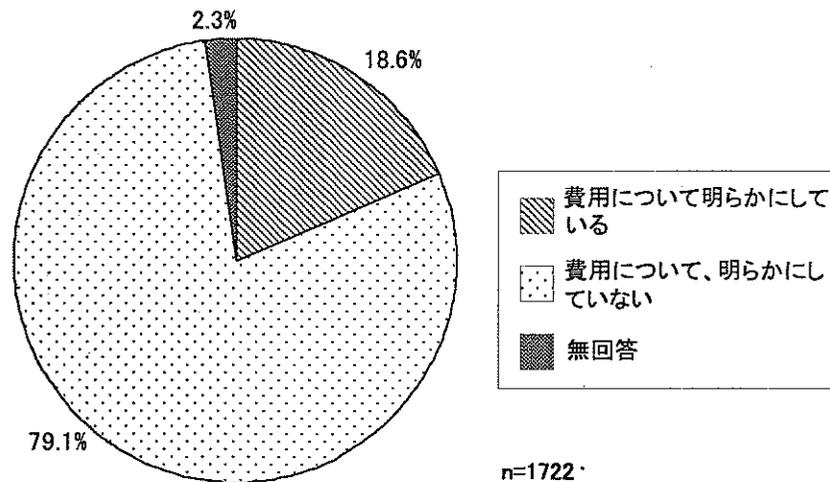
(C-1) 容器包装リサイクル制度において拡大生産者責任の観点から市町村が負担している費用の一部又は全部を特定事業者（いわゆる製造業者など）が負担すべきではないかという意見がある一方、市町村が負担している額が明らかでないので議論しようがないという意見もあります。このため、現行の市町村の収集選別費用を明らかにした上で、その一部又は全部を事業者の負担とするかどうか議論すべきという意見もあります。貴市町村は、容器包装リサイクル制度に係る費用について明らかにしていますか。以下の選択肢をひとつだけ選んでください。

1. 費用について、明らかにしている
2. 費用について、明らかにしていない

回答（単一回答）

選択肢	回答数	割合
費用について明らかにしている	321	18.6%
費用について、明らかにしていない	1362	79.1%
無回答	39	2.3%
合計	1722	100%

Q6 C-1 容リ法に係る収集選別費用の把握について



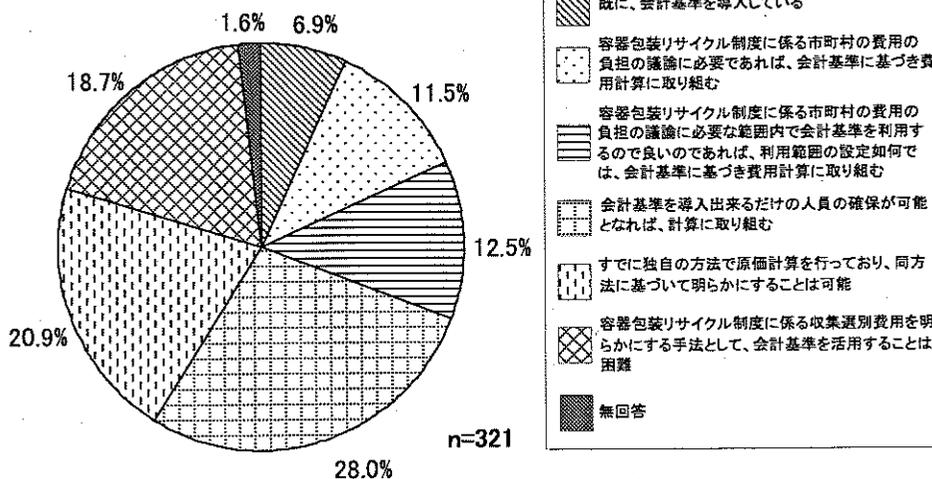
(C-2) C-1で「1」と回答された市町村にお聞きします。容器包装リサイクル制度に係る収集選別費用を明らかにする手法として一般廃棄物処理事業に関する費用分析の標準的な手法である「一般廃棄物会計基準（以下、会計基準）」の活用を想定していますが、これについてご意見をお聞かせください。以下の選択肢をひとつだけ選んでください。

1. 既に、会計基準を導入している
2. 容器包装リサイクル制度に係る市町村の費用の負担の議論に必要であれば、会計基準に基づき費用計算に取り組む
3. 容器包装リサイクル制度に係る市町村の費用の負担の議論に必要な範囲内で会計基準を利用するので良いのであれば、利用範囲の設定如何では、会計基準に基づき費用計算に取り組む
4. 会計基準を導入出来るだけの人員の確保が可能となれば、計算に取り組む
5. すでに独自の方法で原価計算を行っており、同方法に基づいて明らかにすることは可能
6. 容器包装リサイクル制度に係る収集選別費用を明らかにする手法として、会計基準を活用することは困難

回答（単一回答）

選択肢	回答数	割合
既に、会計基準を導入している	22	6.9%
容器包装リサイクル制度に係る市町村の費用の負担の議論に必要であれば、会計基準に基づき費用計算に取り組む	37	11.5%
容器包装リサイクル制度に係る市町村の費用の負担の議論に必要な範囲内で会計基準を利用するので良いのであれば、利用範囲の設定如何では、会計基準に基づき費用計算に取り組む	40	12.5%
会計基準を導入出来るだけの人員の確保が可能となれば、計算に取り組む	90	28.0%
すでに独自の方法で原価計算を行っており、同方法に基づいて明らかにすることは可能	67	20.9%
容器包装リサイクル制度に係る収集選別費用を明らかにする手法として、会計基準を活用することは困難	60	18.7%
無回答	5	1.6%
合計	321	100.0%

Q6 C-3 一般廃棄物会計基準についての意見



Q7：容器包装プラスチックの分別収集・リサイクルに関してご意見、ご要望等がございましたら、自由にご記入ください。

回答（自由回答。可能な限り原文どおりに記載し、重複する意見は省略。）

(1) 表示マークに関する主な意見

Q7 表示マークに関する主な意見
<p>分別収集するに当たり、プラマークがラベルのみ記載されているもの、ラベルと本体に記載されているものがあり、表示を統一してもらえないか。</p> <p>プラマークをできるだけ大きく表示、わかりやすい場所に表示して欲しいとの要望が、住民から寄せられています。啓発の点からも、もっとマークを目立たせるような工夫は必要だと感じています。</p> <p>分別にかかる住民の負担を軽減したい。容器包装という定義は高齢者には難しいので、例えば次のような方法は考えられないでしょうか。</p> <p>①プラマークを大きく表示し見やすくし、容易に理解できるようにする。</p> <p>②過剰包装は無くすと共に、容器包装個々をなるべく減量化させ、容器包装全体量を抑制する。</p> <p>③形状・材質・デザインなど複雑多様化する容器包装の規格を、なるべく画一化をさせる。</p>
<p>容器包装か容器包装以外のプラスチックかの見分けが困難と思える物が存在している。一方でプラスチック製容器包装のベール検査が実施され、ランク付けが行われている現状で、住民や収集業者に分別の見分け方に混乱を与え、中間処理業者にも選別作業の複雑化を与えている。誰にでも容易に分別することができるあり方にしてほしい。</p> <p>「容器包装プラスチック」識別表示の例外(省略基準)を再考してほしい。</p> <p>①無色透明などの無地の容器包装に対しては、表示を省略することができる。</p> <p>②表示スペース等物理的な制約がある場合は、表示を省略することができる。</p> <p>③ほぼ同時に捨てられる複数の容器包装がある場合には、まとめていずれかの容器包装に一括して表示をすることができる。「ほぼ同時に捨てられる」場合の判断については、各事業者又は業界ごとの対応に委ねられている。</p> <p>④包装の一枚当たりの面積が1,300c㎡以下(36cm四方程度)の場合には、表示を省略できる。</p> <p>⑤日本語表示のない輸入品に対しては、表示を省略することができる。</p> <p>プラマークがある＝容器包装プラスチックであればいいが、上記のようなことから表示を省略された容器包装プラスチックについて、住民への周知・意識の浸透はなかなか難しく、現場でたびたび混乱が生じている。</p>
<p>本来、産業廃棄物である業務用のプラスチック(業務用でなければプラマークがありリサイクルできるもの)はプラマークがないことから資源化されていない。現状では、大型スーパーマーケットに行くとも業務用のものが売られるようになり、一般の市民でも購入できるようになりました。そのため、市の資源物回収にもプラスチックマークのない業務用のプラスチックの混入が見受けられるようになってきました。市の対応はプラスチックマークがないので可燃物にしています。今後は業務用の物についてもプラマークをつけるなどして資源物の回収率を上げるようにしていただくか、品質検査時にプラスチックマークがなくても業務用であれば資源化できるなど、何らかの対応をお願いしたいと考えます。</p>
<p>容リプラ以外のプラ製品にもプラマークが使用されていることがある。</p>
<p>リサイクルに向かないプラスチック製品も、ほとんどプラマークが記載されているため市民が分別する際に判りづらいという苦情が多いため、リサイクルが可能なプラスチック製品のみプラマークが記載されるように検討していただきたい。</p>

(2) 指定袋に関する主な意見

Q7 指定袋に関する主な意見
自治体の収集袋は、プラスチック製容器包装を効率的にリサイクルするためには必要不可欠なものである。材質に問題がないので、是非、収集袋を分別基準適合物として認めるべきである。
本市では、プラスチック製容器包装を始めとした容器包装の分別排出を徹底するために、市が指定した資源用指定袋に入れて排出することをお願いしている。指定袋制度は排出場所への不適正なごみ・資源の排出抑制や、高い分別精度を維持する等、分別意識の向上に高い効果があると考えている。今後も分別基準適合物となったプラスチック製容器包装の高い容器包装比率を維持するため、指定袋制度を続けていくが、この指定袋は容器包装リサイクル法上の「容器包装」ではないため、本市ではプラスチック製容器包装の選別・圧縮梱包施設等で指定袋を異物として除去し、独自に資源化を図っているところである。指定袋は、他のプラスチック製品とは異なり、分別基準適合物の品質向上に寄与していると考えられるものであり、技術上もポリエチレン製であるためリサイクルは可能なものである。このような指定袋は早急にプラスチック製容器包装と併せてリサイクルされることが望ましいと考えている。

(3) 容器包装プラスチック以外のプラスチックに関する主な意見

Q7 容器包装プラスチック以外のプラスチックに関する主な意見
私どもが生活している環境は、様々なプラスチック製品に囲まれておりますが、現行の容器包装リサイクル法では、その名が示すとおり、商品などの容器包装として使用されていたプラスチック製廃棄物のみが収集され、リサイクルされているのが現状です。このため、法律の趣旨を十分に理解されていない市民は、プラスチック製品であることを理由に本来リサイクルされるであろう廃プラスチックと一緒に袋に入れて排出し、その多くが不適正排出物として、埋立処分されているのが現状であります。
容器包装以外のプラスチック製品が廃プラスチックとして排出することになった場合、不適正排出物が減り、リサイクルされる廃プラスチックの量も格段に増え、資源の有効利用につながるため、充分検討に値すると思えます。
プラスチック製品に関する分別方法について、住民からの問い合わせに対応する際に、 ①容器包装プラスチックに分別される表示のあるプラスチック製品 ②プラスチック製品(包装等)であっても容器包装プラスチックの表示のないもの ③明らかに容器包装プラスチックと同素材と思われるが容器包装ではないために可燃ごみに分類されてしまうもの(一般のプラスチック製品やビニール類) 以上の例に関して、電話等で対応する際の説明に限界を感じています。 このことから、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品についても指定法人に引渡すことが可能になれば、住民の混乱を招かずに済むばかりでなく、可燃ごみの減量化・再資源化が進むのではないかと考えています。
プラスチック製容器包装については、プラマークの一括表示製品等、市民が区別しにくいものがある。また、プラスチック製容器包装以外の硬質プラスチックやプラマーク以外のプラスチックを含んだプラスチックリサイクル法となることが適当ではないか。ただし、高齢者等への周知には時間を要するので、頻繁な制度替えは好ましくない。
「容器包装プラスチック」という概念が一般の方々には理解されにくいいため、例えばビニール袋でも製品なのか、容器包装なのかで分別や処理方法が異なるということを知ってもらえず、同一素材なのに…という疑問が残ってしまう。特に軟質の製品プラスチックは焼却されてしまうケースも多いと思われるため、マテリアル・ケミカルリサイクル>サーマルリサイクルの原則からも、一緒に再資源化すべき。
意見 ・プラスチック製容器包装類の対象となるものの判断がしにくい。 ・汚れ具合の基準が明確でない。 ・同材質なのにリサイクルできるもの、できないものがあることについて、排出者に理解を得るのが困難である。
要望 ・容器包装類に関わらず、またプラマークの有無に関わらず、全てリサイクルの対象として欲しい。排出者を混乱させる要因となっている。 ・リサイクル費用は、事業者で負担すべきと思われる。排出者、自治体が負担するのはおかしい。排出者、自治体は分別収集をし、リサイクルしやすいように協力している。
特にプラスチック製容器包装について、容器包装に限定されてしまっているため、例えば同じ材質のビニール袋でも、用途によって容器包装に該当しなくなるなど、わかりづらく、市町村での選別作業に大きな負担がかかっています。容器包装に限定する考え方を改めていただくことを要望します。

(4) 特定事業者に関する主な意見

Q7 特定事業者に関する主な意見

<p>収集費用はともかく、処理費用を製造業者に負担させた場合、商品価格に処理費用が上乗せとなると考えられるが、これでも良いと思う。プラスチック製品の使い捨て製品が多すぎる。</p>
<p>容器包装廃棄物のリサイクルに係る役割を果たすために重い財政負担を強いられており、特定事業者が拡大生産者責任の原則に立って、分別回収や選別保管に係る経費についても一定割合を負担するように、法制度の見直しを求めたい。</p>
<p>全国的に高齢化社会が進む中で、資源循環型社会を目指すために廃棄物のリサイクルを進めていくことは理解できるが、今後、分別困難者が多くなると予想されるが、それに対する対応策は業界として考えているのか、あくまで分別できないものはごみとして考えるのか、資源化に適した包装方法等を検討するなど業界として考えていただきたい。</p>
<p>大型スーパーなど、最近では店頭で資源回収ボックスを設置しリサイクルに努めている企業もあります。一方、コンビニエンスストアや大型店舗のドラッグストアなどでは容器包装プラスチックの商品を販売しているにもかかわらず、リサイクルを目的とした資源回収ボックスを設置している店舗は見受けられません。行政だけでなく、そういった業界団体にも協同体からリサイクルの働きかけを行ない、資源物の回収に努めていただきたいと思えます。</p>
<p>現在の考え方では、排出者及び収集運搬に対応する自治体の責任、負担が大きいと考えている。生産者が真の意味での資源の有効利用を考えるのであれば、「リサイクルありき」ではなく、自社製品に対する包装のあり方を改め、製品使用後にごみ等となる物が極力少なくなる様に勉めるべきだと考えます。</p>
<p>特定事業者が容器包装プラスチックを積極的に店頭回収するようにしてほしい。そして、将来的に、特定事業者が容器包装プラスチックをデポジット方式等により店頭回収するシステムを行い、自治体が収集運搬コストを負担しないで、効率よく、質の高いプラスチックの資源化を図れるようにしてほしい。</p>
<p>物を購入したら、リサイクルの料金を頂いたらどうか。(車のように)物を売るだけでなく、各業者(店舗)で、リサイクルに取り組んでいただきたい。</p>
<p>拡大生産者責任の観点から、容器包装プラスチックの収集運搬・中間処理費用の負担公平化がなされていくべきと考えます。また、分別に際し、商品によって素材が違うもの(例 プリンやヨーグルトのフタでプラ製や紙製があり、表示のみでは識別が難しい)があり、消費者にとって見分けがつかない場合があるので、分別を促進するために、ある程度は素材を統一する必要もあると考えます。</p>
<p>リサイクルしにくい業種(マヨネーズ、ケチャップ、レトルト)等は費用負担の上乗せをしては。</p>
<p>現在の制度のまま「マテリアルリサイクル」を優先させるのであれば、容器包装に使用する素材の品目別単一化(例えば、パンの包装はPE素材に限定するなど)を行わなければ、質の良い再生品が出来ないのではないか? 収集・中間処理等(下流)で単一素材に選別するのは現実的ではないため、製造段階(上流)での規制を希望する。</p>
<p>容器包装プラスチックにおいて、明らかにきれいにすることが困難な物(例えば、小さな袋に入っているカラシ等の調味料類)は、指定から除外すべきである。(サイズ制の導入)その代わりに、役務の提供により、包装等で利用されている物(クリーニングの袋など)を指定するべきである。</p>
<p>昨今の消費者の衛生に関する意識が向上したのか、現在の商品の包装は、ほとんど過剰包装である。菓子などの包装状況を見ても、個々に包装された上に袋に入っているのが現状であり、家庭ごみの半数以上(重さではなく量)が容器包装プラスチックといっても良い。マイバックキャンペーンやごみになるものを買わないことなどでごみの減量化を図っているが、大半が過剰包装で選択肢がないのが現状であり、根本は如何に容器包装を簡素化するかを唯一の方法だと考える。メーカーサイドも地球温暖化対策にも考慮した製品づくりに移行する時期ではないかと思う。</p>

(5) 再商品化事業者に関する主な意見

Q7 再商品化事業者に関する主な意見
リサイクルの手法については、現在のやり方では容器協会を通じて再商品化しているが、手法が選べるのなら地元 の業者を選択できるようなシステムの構築を希望します。
使用済みの容器をリサイクルするには、分別基準に適合することが重要であることは認識しているが、排出時に容器 内部等を洗浄する際の環境負荷(上下水道や下水道が普及していない地域での水質汚濁等)の軽減も重要ではと 思われる。 そのため入札を行う際、各市町村における前年度のベール状況(材料リサイクルに適すか燃料リサイクル等か)を リサイクル業者へ通知し、市町村の実情に合った再商品化事業者を選定してほしい。
手法について、同じ再商品化されるのであれば、費用が安く、残渣等に大きく影響されることなく処理が可能なケミカ ルリサイクル事業者への引渡しを希望するが、輸送コストやCO2排出量等、環境負荷の観点から行くと、環境行政 を実施する自治体としては立場上、難しいところである。実際、市民から「再商品化するのにそんなに遠くに運んで いるのか」と指摘されることもあるが、容器協会の入札で決まるため市町村としてはどうすることも出来ないとい えぬのが現状である。
引取業者が遠方では困る。ベール検査に立ち会うことができなくなる。例えば「1都6県以内の事業所」などと容器包 装リサイクル協会に引取りを申し込む際に、指定できるようにしてはできないものか。 プラスチックに限らず、引取先が遠方過ぎることは効率よいリサイクルとは言えず、またそれを気にする市民もいる。 リサイクルの主役は市民であることを考えてもらいたい。
市町村が収集した容器包装プラスチックを容器包装リサイクル協会に引き渡し、さらに再商品化事業者に委託した 後、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルとに分けてリサイクルを行っているが、それをまず全てマテリアルリ サイクルを行い、その後残った残渣をケミカルリサイクルを行うというような、より残渣を減らす為の段階を踏んだりサイ クルシステムの構築が必要である。市町村が収集した容器包装プラスチックをリサイクルした後、容器包装リサイク ル協会が委託した事業者がさらに同じ様にリサイクルを行っていることから、例えば、市町村の廃棄物処理施設の一 部を貸し同じところで同時にリサイクルを行うことで処理コストの低減を図るべきである。
ケミカルリサイクルを希望した場合の容器協による、評価基準を検討する。(汚れ度など) 容器包装以外のプラスチックについても、同じ材質なら、リサイクルの対象とする。(レジ袋など)
一律に質の高いものを求めるのではなく、質に応じたリサイクルをしていただけると、リサイクル率も高まるのではな いか。質の良い自治体のものをマテリアルへ、悪い自治体のものをケミカルに回すのではなく、一つの自治体の中 でも質の高い容器包装プラはマテリアルへ回し、その他のプラはケミカルへ回すなど、選択の幅を持たせることで、より 効率的なリサイクルが可能になると考える。
当市で、現在お世話になっている委託業者との関係が、重要だと考えます。 今はそこまでしてないのですが、他の自治体のように、人手をかけて手選別してコストがかかっても、リサイクル先で それで見合う価格で引き取ってもらえれば問題ないが、そうでなければ委託業者はそのような取り組みをすることは 困難です。 こういう小手先の対応より、基本としてプラスチックの製品を製造を規制していくのが、重要だと考えます。Bの質問 (容器包装プラスチックのリサイクル制度の改善について:環境省追記)と関連しますが、技術的にプラの処分は困難 であり、それを住民や市町村だけが負担している現状をどうにかしたいと思います。

(6) 自治体の費用負担に関する主な意見

Q7 自治体の費用負担に関する主な意見
プラスチック製容器包装等の資源化により、循環型社会の形成を推進することは、言うまでも無く重要な取り組みであるものと認識をいたしております。しかしながら、その取り組みの牽引的な役割を担う市町村の財政状況は逼迫しており、天然資源の抑制と環境への負荷低減を図るためには、リサイクルを推進すべきとわかりつつも、現在のシステムにおいては、リサイクルをやればやるだけ費用がかかるため、経費削減だけみれば特にプラスチック類については焼却処理をしたいのが実情であります。このことは、地域だけの問題ではなく、地球規模の環境問題であり、国の施策として循環型社会の形成を目指すのであれば、ハード整備の財政的支援だけでなく、リサイクルに係る処理経費(委託費)の財政的支援も必要と考えます。
容器包装プラスチックは、容リ協会を通じて、その他のプラスチックは、独自ルートで処理を行っています。処理費用を比較しますと、独自ルートの方が圧倒的に安価です(容器包装プラスチックも同額にて処理が可能)。地元の業者に委託をすれば、ペール加工を省略することもでき、運搬コストの節約は勿論、保管施設も不要となるからです。
ペール化(圧縮・梱包)作業に係る支援・補助制度の新たな創設等により、自治体の財政負担の軽減を望む。
資源有効利用という点で、必要なことではあるが、まじめに取り組んだ自治体では、市民の負担(日々の分別作業、処分費の負担)が重くなっている。取り組まずに焼却処分をしている自治体の負担が少なく、取組んだ自治体の負担が重いという状況が続けば自治体としては、取組みの継続が困難になると思います。少なくとも自治体の費用負担がもっと軽減される仕組みづくりをお願いします。
拡大生産者責任を拡充し、分別収集や中間処理に要する費用を含めて製造事業者等にも負担させなければ、リデュースの推進にはつながらないと考える。現在の制度では、リサイクル費用を負担しているということが大量生産の免罪符として捉えられかねないのではないか?
容器包装リサイクル法に従い、(財)容器包装リサイクル協会にプラスチック製容器包装ごみをリサイクルしている市町村とそうでない市町村とがあるが、国等からの指導で真面目に取り組んでいる市町村に対して交付税措置等何らかの支援措置をしていただきたい。
合理化拠出金制度になり、リサイクル手法によって拠出金金額が異なっています。自治体に支払われる金額も選択できるようリサイクル手法を選べられるようにしてほしい。品質向上するため、設備改造した場合は多額の費用が発生しています。その費用の一部を負担してほしい。
平成22年度から容リ協を通じて再商品化を実施する予定であるが、容リ協に引渡す前の選別圧縮こん包処理費用の負担が重い。また、早い時期に保管場所を決定しなければならず、前処理委託を随意契約することもできず、保管施設を整えなければならない。小規模の市町には、財政的な負担が大きい。
小規模な自治体では、リサイクル施設の整備も難しく、現状では選別・圧縮梱包を民間事業者に委託している。協会への費用負担以外に、協会に拠出できる状態にするまでの中間処理で多額の費用がかかっているため、その費用負担の軽減が図られるような制度としてほしい。
収集・運搬・選別・保管などに係る費用を、国などが補助してくれる(1/2以上)制度がなければ、自治体単独でリサイクルを行なうことは、財政面からみて難しい。

(7) 制度に関する主な意見

Q7 制度に関する主な意見
容器包装プラスチックの分別収集・リサイクルについては、単一市町村での取組みではリサイクル施設整備の費用面やリサイクルルートの確立したとしても小規模になることから効果が期待できないと思われる。このため生活圏域の市町村を含めた広域的な取組が必要と思われる
ごみ(資源物)収集は市町村固有の事務となっており、リサイクルに関して指定法人ルートを利用するかどうかはそれぞれの判断に任されている。このため、外国等に売却する自治体が多くなれば、年によっては利用率が低くなり、国全体の制度として維持できなくなることが予想される。 それを防止するため、市町村に対してある程度の指定法人ルート利用を義務づけたらどうでしょうか。
環境負荷を考慮すれば、基礎的な自治体単位で分別及び資源化処理方法等を決定するのではなく、国や都道府県が総合的な見地から広域的な取り組み方針を打ち出し、近隣の自治体と共同して計画・実施することにより、スケールメリットが得られやすく、居住場所の違いによる住民の負担格差も解消され、現在よりもリサイクルの推進が容易になると考える。
品質判定ランクをもっと細分化し、上位ランクのメリット、下位ランクのデメリットをさらにつけてはどうか。

当市は、分別収集された資源ごみの基準不適合物は、手選別で抽出した後、ベール化し容り協会を通じ再商品化しています。

再商品化に際しては、人材の配置、施設の整備等の取り組みを行い行っています。

容器包装分別基準適合物の品質調査の実施方法は、2回(再調査を実施されない場合がある。)の実施によりランク分けされてしまいますが納得できません。

たった1~2回の実施時に、たまたま重量の重い不適合物が混入しただけで、住民及び市の取り組みを否定されたような思いです。

ベール化の判定には、各市町村の姿勢(施設整備、手法)についても考慮すべきである。

各市町村の姿勢を把握した上で、調査量、調査回数を増すとかランクが下がった市町村には、最低限再調査をすなど改善していただきたい。

容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と地方自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化をさらに推進すること。

市民の利便性や収集処理工程全体の効率性、費用負担を十分考慮したうえで、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設け、その手法については各地方自治体が選択できるようにすること。

容器包装に限定するために、分別する住民に混乱が生じる。すべてのプラスチックを対象とし、回収物での料金でなく、原料(ナフサ)に対しての加税とならないか。

ドイツで行われているデュアルシステムのように、容り協が分別収集委託からリサイクル委託までを行うようにしてほしいと思います。

プラスチック製容器包装について、ケミカルリサイクルやサーマルリサイクルであればリサイクルできるような汚れたプラスチックも、マテリアルリサイクルの基準に合わせると排除せざるを得ず、その処理費用は結局市町村の負担となってしまう。マテリアルリサイクルが可能な程度のきれいなプラスチックのベールを供出できる市町村には何らかの優遇措置を行うような制度とした上で、市町村がリサイクル方法を選択できるようにしていただくことを要望します。

ここ数年、当市のプラボトルはマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルで再商品化されてきました。

その際、ケミカルリサイクルは分別基準適合物のほとんどが再商品化され、再商品化費用もマテリアルリサイクルに比べ安価であるとのことでした。また、マテリアルリサイクルでは分別基準適合物の凡そ半分の量がマテリアル材料に不適となり、産廃処理されているとのことでした。

このため、全市で実施する予定のその他プラスチック製容器包装の分別収集においては、比較的単一素材のものであると判断しやすいボトル、カップ、トレイ類に限定して収集しようとしています。

マテリアルリサイクルを優先しつつも、マテリアルリサイクルに不適でケミカルリサイクルに出来るもの、分別基準適合物の選別の際に不適でケミカルリサイクルに出来るものについては有効に選別し、再商品化できるシステムを構築してもらいたいと思います。

容り協の引き取り品質ガイドラインが厳しすぎる。ガイドラインどおりに処理すると、不適合物が増加し、市町村の負担となっている。リサイクル手法によっては、リサイクルできるものも、焼却・埋立することになり、リサイクルの趣旨から考えると疑問を感じる。

また、品質検査も検査員の主観によるところが大で、対応に苦慮している。排出者にとって、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の区別がわかりにくく、分別排出が大変な負担となっている。特に高齢者には困難なようで、視覚的に一目でわかるような表示をしていただきたい。

(8) その他の主な意見

Q7 その他の主な意見

今後において、廃プラスチックの排出量は多くなっていくと思われるため、廃プラに対する排出量の抑制やリサイクル工程の統一、その他プラスチックの油化など一般廃棄物のみではなく、産廃事業者への取り組みも検討していただきたい。

また、一般廃棄物焼却処理において、今まで焼却していたプラスチックがなくなり、焼却温度の維持など逆に追加で別燃料を使用することになる。燃料を使う事でリサイクルされる資源と新たな資源をつくるために資源が必要となってしまう。名目上のリサイクルであってリサイクルでない場合もある。新たな資源を生むために資源を使わないように国での研究を強く要望したい。

再商品化手法などの細かな論議を詰めることも重要なことであるが、都市部と背景が違う過疎高齢化する地域では、安易にリサイクル制度を変更・複雑化することは、大変困難な状態になっている実情を十分に踏まえていただき審議してもらいたい。

具体的にいえば、ごみ出しは、おじいちゃんおばあちゃんにとって、とっつきにくい代物になっている。複雑化している分別方法を理解している若い親戚や介護ヘルパーが訪問している老人世帯では、その訪問に伴い定期的なごみ出しがなされ、なんとか清潔な生活ができています。半面、自立している(せざるを得ない?)老人世帯では、リサイクルのための分別方法を守らないごみ出しは地域の人たちや町役場にとがめられるため、しかたなく、ごみに埋もって生活しているのが実情です。

現在当市では分別収集をしておらず、可燃物として処理していますが、プラスチック自体がカロリーが高く良い助燃材となる、という話も聞きますし、リサイクルする過程でのエネルギー消費の方が可燃物として処理するよりも高いという話も聞きます。なので、一概にリサイクルする事が良いとは言えない状況になっていると思います。ただ、可燃物として処理するよりも費用・エネルギー消費共に下回るという画期的なリサイクル手法がもしあるならば、分別収集・リサイクルに関して大いに推進していきたいと考えています。要望としては、国策で上記のような事に力を入れていただきリサイクルに関する礎を築いていただきたいと考えています。

消費者や市町村などが、過重な負担となるような制度であればシステム自体の存続が困難になると思います。容器包装プラと一緒にその他のプラスチックをリサイクルすることは、技術的には容易であっても、そこに求められる高品質なペール化物の維持が必要ならば、国民全体への統一した情報周知と一定した処理方法の選択が必要だと思えます。容器包装リサイクル制度については、消費者、市町村、事業者において、それぞれが困難を極めるものとなっています。まず、家電リサイクル法などの他の法律と違い、市町村により処理方法が異なることも一因となっているのではないかと考えます。制度だけが先行し、後は市町村の選択制ですよということになれば、市町村は、流動人口が多い中での分別指導や高品質の確保の維持に努力し続けなければなりません。その中で、消費者も、住所地によって分別指導が違う場合には制度が定着せず、リサイクル意識の向上に歯止めがかかるのではないかと危惧されます。また、市町村がリサイクル手法を希望した場合のメリット、デメリットが明確にならなければ判断は難しいですが、現在の制度は、同じ品質のペール化物であっても業者によって落札価格差があります。市町村の負担は落札価格によって変わるものではないため、入札制度に対しては疑問はありませんが、落札価格によって、拠出金が違うことは、不公平感を感じる一因になるのではないかと感じます。